

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業

2014年度 活動報告書

高松あすなろの会

まえがき

当会は、1983年12月23日、「サラ金被害者の会」として、わずか13名の涙の中から結成されました。発足当時、サラ金は現代のヤミ金のような取立てをしており、「サラ金地獄」という言葉が生まれ社会問題になっていました。

その後、信販業者の集団クレジット被害事件、クレジットカード乱発によるカード破産問題や割賦販売の次々契約問題が起き、当会は、「クレジット・サラ金被害者の会」として、クレジットカード問題にも取り組んでまいりました。

さらに、「目ん玉売れ！腎臓売れ！」の商工ローン問題、システム金融や都(1)(トイチ)業者らによるヤミ金問題など、高利貸金業者による新しい問題が次々と増え、当会の活動は、クレジット・サラ金・商工ローン・ヤミ金被害者救済・支援へと広がりました。

2006年12月、国会で全会一致により改正貸金業法が成立し、2010年6月18日に完全施行されました。当会を始め、全国の私たちの仲間たちが長年手を取り運動を続けてきた成果が結実した記念すべき日になりました。

その改正貸金業法は、予想以上の成果を上げ、香川県知事登録の貸金業者は、かつて最盛期だった1985年(昭和60年)の264件から、2014年3月現在では6件に激減しています。また、全国展開の大手サラ金業者の香川県内支店も減り、そのほとんどが無人店舗化されています。

改正貸金業法の成果により多重債務者問題はその多くが解決に向かいましたが、貧困問題はまだまだ解決されていません。生活保護費の引き下げや消費税増税などによって、さらに格差は広がり生活困窮者がますます増加することが懸念されます。

「クレジット・サラ金被害者の会」として当会は、この30年の活動により一定の結果を残すことができました。これらノウハウの蓄積を生かし、今後当会は、「クレジット・サラ金被害者の会」だけの活動には留まらず、「貧困問題解決、生活困窮者支援」にこれまで以上の力を注いで行くため、2013年の「独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業」に応募し、「生活困窮者支援、多重債務者支援等事業」としてWAM助成金を受けることができました。

さらに、2013年7月の定期総会において、当会の正式名称もこれまでの「クレジット・サラ金被害者の会＝高松あすなろの会」から「高松あすなろの会」に改称いたしました。

そして 2014 年度も昨年に引き続き WAM 助成金を受けることができました。本年度は、相談者の生活困窮状態から福祉事務所、年金事務所、社会福祉協議会、ハローワーク、精神科病院、地域包括支援センター、高齢者入所施設、障がい者支援事業所、不動産会社、法律事務所、裁判所、警察署等に同行して、相談者に伴走しながらよりよい解決を一緒に考えて実践いたしました。

当会に来る交通費にも困窮している相談者に対しては、相談者の自宅や近隣にこちらから自家用車で出向いて行うアウトリーチ支援も積極的に行い、相談や同行を実施いたしました。

また、ギャンブル依存やクレプトマニア（窃盗症）の回復支援を行ってまいりました。特にクレプトマニア（窃盗症）の方の支援は、毎週 1 回定期的にミーティングを開催し、現在では毎回 10 名前後の方が参加されています。

このような生活困窮者に伴走した総合的な支援が行えたのは WAM 助成金を受けることができたからであると思います。

次年度もこの活動をより幅広く続け、香川から生活困窮者を少しでも減らしていきたいと思っております。

各事業の報告

1. 役員会の開催

本事業全般の計画の意思決定・管理・とりまとめは、高松あすなろの会役員会で行いました。

<助成対象期間の役員会開催日と WAM 助成事業に関する決定事項>

2014 年 4 月 18 日(金)

[決定事項]

- ・2013 年度 WAM 報告書 送付報告、及び 2014 年度 WAM 応募

2014 年 5 月 9 日(金)

[決定事項]

- ・2014 年度 WAM 応募報告

2014 年 6 月 13 日(金)

[決定事項]

- ・奨学金返済問題 全国一斉 ホットライン 6/16(月) 開催
- ・クレサラ生活再建実務研究会 (6/21) 1 名参加

2014 年 7 月 4 日(金)

[決定事項]

- ・2014 年度 WAM 助成金 内定 報告
- ・WAM 内定団体事務説明会 (7/22) 参加予定

2014 年 8 月 6 日(水)

[決定事項]

- ・WAM 内定団体事務説明会 (7/22) 参加報告
- ・WAM 申請書提出報告
- ・定期総会開催(8/29)についての準備と臨時役員会(8/22)の開催

2014 年 8 月 22 日(金) ※臨時役員会

[決定事項]

- ・定期総会の準備と、当日の役割分担

2014 年 9 月 12 日(金)

[決定事項]

- ・多重債務・生活お困りごと電話相談会開催 (9/29~10/1)
- ・全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会 in 広島 参加について

2014年 10月 3日(金)

[決定事項]

- ・「ギャンブルがやめられなくて困っていませんか」電話相談会開催
(11/10～14)
- ・全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会 in 広島 参加者決定
(参加者は全5名、うちWAM助成金対象者は4名)

2014年 11月 14日(金)

[決定事項]

- ・ヤミ金110番開催(12/3～5)
- ・全国一斉ヤミ金告発(12/9)

2014年 12月 19日(金)

[決定事項]

- ・毎日新聞香川版「あすなろの会の活動」掲載(12/30香川版)

2015年 1月 16日(金)

[決定事項]

- ・クレプトマニア啓発の専用リーフレット作成

2015年 2月 13日(金)

[決定事項]

- ・生活困窮者支援の講習会またはシンポジウムの開催決定
「高松あすなろの会生活再建セミナー・2015」その差押え違法です！
2015年3月29日(日) サンメッセ香川 特別会議室(60名)

2015年 3月 6日(金)

[決定事項]

- ・税金や社会保険料を滞納し生活に困窮されている方への相談ダイヤル
開催(3/24～26)

2. 生活困窮・多重債務の電話及び面談相談、及び学習相談会の実施

① 通常相談

通常相談についての集計は、別表添付のとおりです。昨年度(2013年度)は、助成金対象期間(2013年6月～2014年3月の10ヶ月)の相談件数は、1,130件(1ヶ月平均113件)でしたが、本年度(2014年度)は助成対象期間が2014年4月～2015年3月の12ヶ月となり、相談件数は2,281件(1ヶ月

平均 190 件) と、昨年度比で 168%となりました。

これまで 30 年以上クレジット・サラ金被害者の会として活動してきた関係から、相談内容は、多重債務等の借金関係の相談がやはり多いのですが、本年度は、借金の相談件数 (527 件) と奇しくも全く同数で依存症の相談が同数で 1 位となりました。昨年度から取り組み出したクレプトマニア (窃盗症) の相談が本年度はより広く浸透してきたと実感できます。ギャンブル依存の相談も途切れることなく定期的に入っています。

本年度特に力を注いだのは、アウトリーチ支援を積極的に行い、相談者と伴走しながら、一緒に社会資源等に同行して解決を目指すことでした。同行支援は、昨年度は 10 ヶ月で 117 件 (1 ヶ月平均 11.7 件) に対し、本年度は 12 ヶ月で 237 件 (1 ヶ月平均 19.8 件) と増えていることに表れています。

本年度は、相談者の生活困窮状態から福祉事務所、年金事務所、社会福祉協議会、ハローワーク、精神科病院、地域包括支援センター、高齢者入所施設、障がい者支援事業所、不動産会社、法律事務所、裁判所、警察署等に同行して、相談者に伴走しながらよりよい解決を一緒に考えて実践いたしました。

当会に来る交通費にも困窮している相談者に対しては、相談者の自宅や近隣にこちらから自家用車で出向いて行うアウトリーチ支援も積極的に行い、相談や同行を実施いたしました。

② 臨時電話相談会

臨時電話相談会は、計画通り計 5 回開催いたしましたが、2014 年 6 月 16 日に開催した「奨学金返済問題全国一斉ホットライン」は残念ながら相談電話はありませんでした。奨学金問題全国会議と連動して行いましたが、香川県内の周知が足りなかったのかもしれない。その他の 4 回はそれぞれ 3~4 件の相談がありました。

特に、2014 年 12 月 3 日~5 日開催した「ヤミ金 110 番」の派生から、毎日新聞香川版で当会の活動が紹介され、12 月 30 日付けにて掲載されました。

◇2014 年 6 月 16 日「奨学金返済問題全国一斉ホットライン」(0 件)

◇2014 年 9 月 29 日~10 月 1 日

「多重債務・生活お困りごと電話相談会」(4 件)

<相談者の声>

- ・収入申告漏れで生活保護が打ち切られた。光熱費の支払いもできない。
- ・近所の知人にお金を貸したが、返してくれず困っている。
- ・債権譲渡された借金の請求が延滞金を含めて 100 万円以上来た。
- ・相続問題で困っている。

◇2014年11月10日～14日

「“ギャンブルがやめられなくて困っていませんか”電話相談会」(4件)

<相談者の声>

- ・娘婿がパチンコをやめられず、娘はそんな婿と離れようとしなない。
- ・夫のギャンブルで困っていた。

◇2014年12月3日～5日「ヤミ金110番」(4件)

<相談者の声>

- ・年金が入る銀行のキャッシュカードを取られている。
- ・東京の業者。電話がひどい。
- ・支払いに困り、風俗で働いて返している。

◇2015年3月24日～26日

「税金や社会保険料を滞納し生活に困窮されている方への相談ダイヤル」
(3件)

<相談者の声>

- ・商売が赤字続きで税金の滞納が200万円以上あって困っている。
- ・スナック勤めで、税金の滞納が延滞金を含めて100万以上ある。
- ・税金の滞納で年金が差し押さえられている。
国保も滞納しているため保険証がもらえない。

③ 学習相談会

毎週月曜日(祝日の場合は翌火曜日)の19時より行っている「学習相談会」は、当事者が主体となって行うグループ形式の学習相談会です。

複数の相談員が複数の相談者と全員でテーブルを囲み、相談者各人の事案を1件ずつみんなで話し合っていきます。当会役員の相談員も、はじめは生活困窮や多重債務で当会に相談に来られた当事者であった人も多く、先輩が自身の経験を話すことで相談者は大きな勇気と力をもらえます。

個別対応の通常相談ではどうしても指導的相談になりがちなのですが、集団複数形式の相談は仲間意識(連帯感)が生まれます。「自分はひとりではない」「仲間がいる」と思えてきます。話が活発になり終了時間が21時を超えることもありました。

この集団複数形式の学習相談会は、自助グループである被害者の会だからこそ可能な相談会であると自負しています。

当会では、個別対応の通常相談と集団複数形式の学習相談会の二つがかみあって、エンパワーメントが生まれてくることを実感しており、それぞれを重要な相談会と位置付けています。

2014年度の開催は以下のとおりです。強制はなく自由参加ですので、開催日によって参加者は多少ばらつきがありますが、概ね10名前後の参加者で毎回いろいろな議論ができました。

なお、この学習相談会は、これまで「多重債務・生活再建」を中心に行ってきましたが、2015年3月より、「多重債務・生活再建」に加えて、「アディクション（嗜癖）ミーティング」もこの場で行っています。

依存からの回復には、当事者中心の自助グループによるミーティングが有効とされ、アルコール依存やギャンブル依存などは、AA（アルコホーリクス・アノニマス）やGA（ギャンブラーズ・アノニマス）などの、それぞれの課題に特化した自助グループがありますが、そうした自助グループがまだ開催されていない依存で苦しんでいる方も多くいらっしゃいます。

そういった方の苦しみを吐きだして分かち合う場として、この学習相談会をリニューアルして、様々な依存を対象にした「アディクション（嗜癖）ミーティング」も行っていくことにいたしました。

AAやGAなどは、匿名で参加し、「言いつばなし、聞きつばなし」のルールの下、どのような団体にも所属しないことを原則として運営いたしますが、当会で行う「アディクション（嗜癖）ミーティング」は、そういったルールは定めず緩やかに運営しています。

「やめたいけれど、やめられない・・・」そういった誰にも話せない苦しい心をミーティングで吐き出し、参加者で分かち合うことによって少しでも回復ができればと思っています。

- | | |
|---------------|---|
| 2014年4月7日（月） | 参加者 計8名
相談員5名（うち謝金、交通費対象者3名）
内容：多重債務、生活相談、年金等 |
| 2014年4月14日（月） | 参加者 計6名
相談員4名（うち謝金、交通費対象者3名）
内容：多重債務、生活相談、年金等 |
| 2014年4月21日（月） | 参加者 計8名
相談員5名（うち謝金、交通費対象者3名）
内容：多重債務、生活相談、年金等 |
| 2014年4月28日（月） | 参加者 計9名
相談員5名（うち謝金、交通費対象者3名） |

内容：多重債務、金銭管理、生活相談等

- 2014年5月7日（水） 参加者 計8名
相談員5名（うち謝金、交通費対象者3名）
内容：多重債務、生活相談、依存症等
- 2014年5月12日（月） 参加者 計7名
相談員5名（うち謝金、交通費対象者3名）
内容：多重債務、生活相談等
- 2014年5月19日（月） 参加者 計8名
相談員5名（うち謝金、交通費対象者3名）
内容：多重債務、生活相談等
- 2014年5月26日（月） 参加者 計7名
相談員4名（うち謝金、交通費対象者3名）
内容：多重債務、労働問題、依存症、生活相談等
- 2014年6月2日（月） 参加者 計6名
相談員5名（うち謝金、交通費対象者3名）
内容：多重債務等
- 2014年6月9日（月） 参加者 計6名
相談員4名（うち謝金、交通費対象者3名）
内容：借金、生活全般等
- 2014年6月16日（月） 参加者 計7名
相談員5名（うち謝金、交通費対象者3名）
内容：借金、金銭管理、生活全般等
- 2014年6月23日（月） 参加者 計8名
相談員5名（うち謝金、交通費対象者3名）
内容：借金、生活全般等
- 2014年6月30日（月） 参加者 計8名
相談員5名（うち謝金、交通費対象者3名）

内容：借金、生活全般等

- 2014年7月7日（月） 参加者 計8名
相談員5名（うち謝金、交通費対象者3名）
内容：借金、依存症、労働問題、生活全般等
- 2014年7月14日（月） 参加者 計10名
相談員5名（うち謝金、交通費対象者3名）
内容：借金、ヤミ金、生活保護、労働問題等
- 2014年7月22日（火） 参加者 計9名
相談員5名（うち謝金、交通費対象者3名）
内容：借金、ヤミ金、依存症、労働、金銭管理等
- 2014年7月28日（月） 参加者 計11名
相談員5名（うち謝金、交通費対象者3名）
内容：借金、依存症、生活全般等
- 2014年8月4日（月） 参加者 計7名
相談員5名（うち謝金、交通費対象者3名）
内容：借金、依存症、生活全般等
- 2014年8月11日（月） 参加者 計7名
相談員4名（うち謝金、交通費対象者3名）
内容：借金、生活全般等
- 2014年8月18日（月） 参加者 計9名
相談員5名（うち謝金、交通費対象者3名）
内容：借金、依存症、生活全般等
- 2014年8月25日（月） 参加者 計9名
相談員5名（うち謝金、交通費対象者3名）
内容：借金、ヤミ金、依存症、生活全般等
- 2014年9月1日（月） 参加者 計10名
相談員5名（うち謝金、交通費対象者3名）

内容：借金、ヤミ金、依存症、金銭管理、税金等

- 2014年9月8日（月） 参加者 計11名
相談員5名（うち謝金、交通費対象者3名）
内容：借金、ヤミ金、依存症、金銭管理等
- 2014年9月16日（火） 参加者 計9名
相談員4名（うち謝金、交通費対象者3名）
内容：借金、ヤミ金、生活全般等
- 2014年9月22日（月） 参加者 計11名
相談員5名（うち謝金、交通費対象者3名）
内容：借金、ヤミ金、依存症、金銭管理等
- 2014年9月29日（月） 参加者 計11名
相談員6名（うち謝金、交通費対象者4名）
内容：借金、ヤミ金、依存症、生活全般等
- 2014年10月6日（月） 参加者 計10名
相談員6名（うち謝金、交通費対象者4名）
内容：借金、ヤミ金、生活全般等
- 2014年10月14日（火） 参加者 計8名
相談員5名（うち謝金、交通費対象者4名）
内容：金銭管理、生活全般等
- 2014年10月20日（月） 参加者 計12名
相談員6名（うち謝金、交通費対象者4名）
内容：借金、ヤミ金、金銭管理、生活全般等
- 2014年10月27日（月） 参加者 計8名
相談員6名（うち謝金、交通費対象者4名）
内容：ヤミ金、生活全般等
- 2014年11月4日（火） 参加者 計11名
相談員6名（うち謝金、交通費対象者4名）

内容：借金、ヤミ金、税金、生活全般等

2014年11月10日（月） 参加者 計12名
相談員6名（うち謝金、交通費対象者4名）
内容：ヤミ金、金銭管理、生活全般等

2014年11月17日（月） 参加者 計8名
相談員6名（うち謝金、交通費対象者4名）
内容：金銭管理、生活全般等

2014年11月25日（火） 参加者 計7名
相談員5名（うち謝金、交通費対象者4名）
内容：ヤミ金、生活全般等

2014年12月1日（月） 参加者 計9名
相談員6名（うち謝金、交通費対象者4名）
内容：ヤミ金、金銭管理、生活全般等

2014年12月8日（月） 参加者 計8名
相談員6名（うち謝金、交通費対象者4名）
内容：金銭管理、生活全般等

2014年12月15日（月） 参加者 計9名
相談員6名（うち謝金、交通費対象者4名）
内容：金銭管理、生活全般等

2014年12月22日（月） 参加者 計10名
相談員6名（うち謝金、交通費対象者4名）
内容：金銭管理、依存症、生活全般等

2015年1月5日（月） 参加者 計8名
相談員6名（うち謝金、交通費対象者4名）
内容：ヤミ金、生活全般等

2015年1月13日（火） 参加者 計7名
相談員6名（うち謝金、交通費対象者4名）

内容：生活全般等

- 2015年1月19日（月） 参加者 計8名
相談員6名（うち謝金、交通費対象者4名）
内容：税金、生活全般等
- 2015年1月26日（月） 参加者 計8名
相談員6名（うち謝金、交通費対象者4名）
内容：借金、生活全般等
- 2015年2月2日（月） 参加者 計9名
相談員6名（うち謝金、交通費対象者4名）
内容：税金、金銭管理、生活全般等
- 2015年2月9日（月） 参加者 計8名
相談員6名（うち謝金、交通費対象者4名）
内容：生活全般等
- 2015年2月16日（月） 参加者 計8名
相談員6名（うち謝金、交通費対象者4名）
内容：ヤミ金、依存症、生活全般等
- 2015年2月23日（月） 参加者 計8名
相談員6名（うち謝金、交通費対象者4名）
内容：借金、ヤミ金、過払い、依存症、生活全般等
- 2015年3月2日（月） 参加者 計12名
相談員6名（うち謝金、交通費対象者4名）
内容：借金、過払い、依存症、生活全般等
- 2015年3月9日（月） 参加者 計11名
相談員6名（うち謝金、交通費対象者4名）
内容：過払い、依存症、生活全般等
- 2015年3月16日（月） 参加者 計13名
相談員6名（うち謝金、交通費対象者4名）

内容：ヤミ金、過払い、依存症、生活全般等

2015年3月23日（月） 参加者 計9名
相談員5名（うち謝金、交通費対象者4名）
内容：借金、過払い、依存症、金銭管理等

2015年3月30日（月） 参加者 計12名
相談員6名（うち謝金、交通費対象者4名）
内容：借金、過払い、依存症、生活全般等

④ クレプトマニア啓発活動としての専用リーフレットを作成して配布

クレプトマニア啓発の専用リーフレットを、10,000部印刷し、香川県精神保健福祉センター、香川県社会福祉協議会、法テラス及び法律事務所、万引き防止研究会等、関係機関に配布いたしました。

当初は、ポスターを作成する予定でしたが、関係者、当事者等から様々な意見があり、作成が遅れ最終的にリーフレットを作成いたしました。

今後は、スーパーマーケット等の量販店にも配布依頼をしていきたいと思っております。

3. 生活再建等の講習会やシンポジウムの開催

「高松あすなろの会生活再建セミナー・2015」

その差押え違法です！～税金や保険料などの滞納や差押えで生活に困らないために～

第1 開催趣旨

改正貸金業法の成立以降サラ金からの借り入れが困難になったこともあり、国保や国民年金の保険料や税金などの滞納についての相談が近年増えており、差押えを受けて生活が困窮している家庭もあります。

また、きちんと対応していれば課税されないにも拘わらず、申告していないことによって住民税が付され差押えまで受けたケースも相談として来ています。

行政も数年前から滞納整理を本格的に始めましたが、まだ生活再建型に至っていないように思われる状況の中で、滞納整理や差押えの実務や問題点を浮き彫りにするのが本集会の意義です。

2013年11月、広島高裁は児童手当が振り込まれた預金口座を差押えた鳥

取県に対して「児童手当が預金になった後も児童手当としての属性は失われなかったのに、その預金への差押えは違法」という判決を言い渡しました。画期的な判断とされています。

香川県では、例えば国保料（税）の滞納世帯は14.1%（2011年度）あります。2万世帯の国保加入者が国保料（税）を滞納し、生活に困窮している可能性があります。住民税などで年金が差押えを受けているケースもあります。

生活に困窮し税金の滞納が発生するだけでなく、その滞納処分ですます生活が苦しくなるケースが増えているとすれば由々しきことです。

上記裁判は広島高裁判決で確定し、その後原告弁護団の方々が中心に書かれた「その差押え違法です！」という書籍が発刊されました。

その著者の方々を高松にお越しいただき、生活困窮者のための生活再建セミナーとして、法律関係、教育関係、医療関係、支援団体等の関係者、関係団体、及び当会会員、一般市民の方向けの講習会を企画いたしました。

第2 開催当日の状況

【日時】2015年3月29日（日）13:30～16:30

【会場】サンメッセ香川 2F 特別会議室

【参加対象】香川県に住む生活困窮者（当事者及びその家族等）、支援者（法律関係、教育関係、医療関係、支援団体等の関係者、関係団体）、当会会員、及び一般市民等

【参加者】38名（司法書士、相談員、当事者、精神保健福祉士、日常生活自立支援事業専門員、他）

【参加費】無料

【主催】高松あすなろの会

【内容】

1. 開会挨拶 山地秀樹（主催者：高松あすなろの会 事務局長）

2. 「基礎編～滞納処分の基礎知識」

楠 晋一弁護士（大阪弁護士会所属・京橋共同法律事務所）

3. 「応用編～鳥取児童手当差押え裁判判決を学び活かす」

勝俣彰仁弁護士（大阪弁護士会所属）

4. 「実務運動編～滞納処分・差押えに対する対応を考える」

寺内順子氏（大阪社会保障推進協議会事務局長）

5. 質疑応答

第3 評価と反省

講師の方々のスケジュールの都合等で、開催日が3月29日（日）の年度末となりました。また、統一地方選挙も目前であったため、参加者は38名にとどまりました。とても充実した内容のセミナーだっただけにとても残念に思います。

第4 支援への役立て

今後の支援については法律と判例に基づいて滞納処分に対応すると同時に、困っている滞納者の相談窓口を作り周知することが大事だと思います。

「納税緩和措置」の「納税の猶予（徴収の猶予）」「換価の猶予」「滞納処分の執行停止」や減免手続きを使い個別支援に役立てたいと思います。

4. 調査旅費（研修会参加旅費）

（1）クレサラ生活再建実務研究会 in 静岡 2014

① 日時

2014年6月21日（土）10:00～17:00

② 場所

静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」

③ 参加目的

「社会保障制度の活用と様々な支援の手法」や「ケーススタディ 社会保障制度活用による支援の手法」等の研修を受講することにより、最新の生活困窮者支援等のノウハウを相談員が学び、これからの相談活動に取り入れるため。

④ 参加人数

1名

【参加者報告書】

報告書

N. K.

「生活再建支援の様々な手法とクレサラ・消費者問題の最新情報」

生活困窮者支援が本研究会の主要な柱となっており、法律や制度を知るだけではなく、個別事例にどのようにあてはめるか、又、その為のスキルアップをどう進めていくかを問う課題が問題提起された。

その為、記念講演で「我が国の社会保障制度の全体構造と仕組み」を説明しながら、様々な社会保障制度の活用と様々な支援の方法手法が報告された。

精神障害者や一人親家庭ケースについての支援の在り方は、具体的でわかりやすく非常に参考になった。

(感想)

問題を抱えている人は、一つだけの問題を抱えているのではなく、多様多重な問題を抱えていることを丁寧な対応の中で理解すべきことが強調されていた。そのためのネットワーク作りが大切と感じた。

(支援への役立て)

当事者に関わっている関係機関や関係者へ呼びかけて、関係者会議を持つように努めた。関係者全員が集まることにはないにせよ、既に関わってこられた人たちの思いや方法が役立てた。

(2) 第34回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会 in 広島

① 日時

2014年11月1日(土) 13:00~17:00、11月2日(日) 9:00~13:00

② 場所

広島国際会議場ヒマワリ、広島YMCA

③ 参加目的

全体集会、分科会等に参加し、最新の社会保障制度の活用等の知識を習得し、生活困窮者支援の活動に役立てるため。

④ 参加人数

4名

【参加者報告書】

① 第34回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会に参加して

Y. Y.

先日 11 月 1 日～2 日に広島で開催された「第 34 回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会」に参加し、鹿児島大学法科大学院教授、伊藤周平氏による記念講演「権利としての社会保障の確立」と、生活保護問題対策全国会議による分科学習会「生活保護『改革』にどう立ち向かうか」を拝聴しました。

1 日におこなわれた記念講演では、講師の伊藤周平氏により、戦後アメリカによってもちこまれた近代的社会保障行政のこれまでのありかたや本来の意味、現在の自公政権による社会保障をきりちぢめる暴走の内容などを語られ、社会保障を権利として確立しようとおっしゃられました。

2 日におこなわれた分科学習会では、「生活保護『改革』にどう立ち向かうか」に参加し、生活保護制度をまもるたたかいの最戦前で奮闘しておられる方々から生活保護行政の現実を学ぶことができました。日本国憲法によって定められた「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するのが生活保護制度です。安倍政権は「聖域なき改革」とうそぶいて、この憲法上の大原則を無視し、生活保護制度の破壊をすすめています。安倍政権は、自らの悪辣な政治によりまねいた狂乱的物価増—消費税引き上げや円安による—にもかかわらず、「物価はさがった」などとデタラメをいい、生活保護制度をこれまで以上に切り縮めるつもりです。一番酷いとおもったのは、冬季加算の減少です。北海道や東北の一部地域などの寒冷地域においては、生活保護受給者にとって冬季加算はまさに生きるための命綱です。冷蔵庫よりも寒い冬には、暖房代はかかせません。いまだって冬季加算では暖房代をまかないきれない。それにもかかわらず、政府は、冬季予算の毎月の支給額をへらし、支給をおこなう月も減少させる魂胆です。「これでは、」と生活保護受給者はいいます。「冬を越すために、食事の回数をへらさないといけない」、「大好きなお酒ものめなくなる」、と。北海道の冬は長いから、11 月から 3 月のあいだだけの支給ではとてもじゅうぶんとはいえない、と。

全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会に参加して、よりいっそう深まる社会保障の改悪にたいして理解が深まりました。今後ここで学んだことを活かし暮らしと健康を守るたたかいにより一層奮闘していきたいと思いました。

②参加報告

Y. T.

参加分科会：「STOP！派遣法の大改悪！」

最初に、中西基弁護士による「労働者派遣法の改正について」の講演がありました。まず、労働者派遣法の歴史の説明があり、1947 年に制定された「職業安定法」で禁止された「労働者供給事業」が、実際には「社外工」、「構内下請け」

として多用されました。こうした現実を追認するかたちで1985年に労働者派遣法が制定されました。1985年には対象業務を13業務に限定されていたものが26業務に順次拡大され、1999年に対象業務を原則自由化されました。

安倍内閣は2014年3月11日、労働者派遣法「改正」法案を閣議決定し、第156回通常国会に提出しました。この法案は、①専門業務か否かにかかわらず、すべての業務について、②無期雇用の派遣受入期間を撤廃して無期限に利用可能とし、③有期雇用の派遣については、3年ごとに人を入れ替えれば、事実上、無制限に利用できるようにするものです。このような法案が成立してしまうと、企業にとっては正社員とくらべると圧倒的に安上がりな派遣労働者をいつまでも利用できることになり、労働者にとっては、生涯にわたって派遣労働者として働き続けなければならなくなるかもしれません。

<支援への役立て>

非正規労働問題を「労働のあるべき姿」という視点に立って、抜本的、かつ長期的視野にたって解決しなければならないと考え、非正規労働者の権利の実現を支援する。

具体的には、非正規労働者のための制度や対策の研究、派遣労働・有期雇用に対する適切な法規制のあり方、同一労働同一賃金の考え方、非正規労働者と社会保障制度の関係など、非正規労働の権利・保障をめぐる多くのテーマについて調査・研究し交流する。

③参加報告

T. M.

参加分科会：

「生活困窮者支援のあるべき姿と多重債務者救済の取り組みについて」

弁護士・司法書士（約20名）・金融庁・厚生省・社会福祉協議会（約20名）各被害者の会（約20名）で60人以上の参加でした。

一番大事なことは、

弁護士から：費用の問題として法律扶助協会の利用。

金融庁から：横との連携（（民間協働）（民間法人）（役所）とのタイアップ。地域の中で協力し支え合う。

厚生労働省から：一歩前へ、せつかくできた制度だから制度は使って実現するもの。（生活困窮者制度）（生活保護法）

社協から：三つの目（人）（地域）（目）研修を受け市との関わりを持つ。

私はこれまで政治の事に全く無関心でしたが、厚生省の言葉で今後は政治に関心を持ちたいと思い一歩前への通り前進しました。

大変貴重な話が聞け、参加して本当に良かったと思いました。

<支援への役立て>

金融庁の方が言われた機関は知っていましたが敷居の高い所と思っていましたが地域との連携で支え合っていく事で相談員として必要だと思いました、今後は利用し相談員として役に立ちたいと思います。

④参加報告

N. K.

「権利としての社会保障の確立 ～私たちの取り組みの成果と今後の役割～」

<研修内容及び感想>

クレサラ被害者の会の社会保障制度の活用

近年、クレサラ被害者の会は、クレサラ被害者救済及びクレサラ被害撲滅運動から生活困窮者の生活再建を支援に重点を移行している。そのため社会保障制度の活用は、私たちの相談には欠かせない必要要件である。各会では、生活保護制度、ギャンブル依存症対策などを始め、うつ状態や精神障害に対する対応が進んできている。

特に、うつ状態の人へのグループ化が取り組まれていることには驚いた。また、精神障害を持つ人のたまり場を作っているグループもあり、全国では多種多様な取り組みが進んでいる。

当会からはクレプトマニアの取り組みを進めていることを報告できたが、当事者のネットワークが不十分であることも痛感した。

<支援への役立て>

被害者の会らしく、当事者同士が助け合えるグループ作りが必要と実感した。

ギャンブルに依存している人や窃盗症で苦しんでいる人へのグループ化への支援はできているが、家族への支援が上手くいっていない。2015年2月より窃盗症の家族のグループ化（クレプトマニア家族会）に取り組めるようになった。